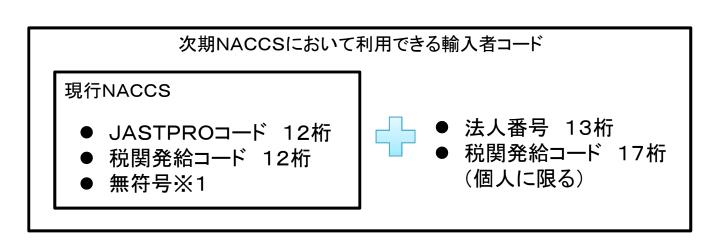
平成29年10月のNACCS更改について

輸入者コードの変更と運用について(輸入食品監視支援機能)

輸入者コードとしての法人番号の利用

NACCSの更改に伴い、財務省関税局・税関が関税手続きにおいて「法人番号」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項)の運用を開始します。

これに伴い、輸入食品監視支援業務(以下「FAINS」という。)を扱う輸入者におかれましても当該番号対応に向けた運用が必要になります。



※1 「無符号」とは、輸入者がJASTPROや税関発給コードを取得されていないため、輸入者コードを記入 せずに入出力装置設置届出を提出している場合のことを指します。当該輸入者を以下「無符号輸入者」 とします。

法人番号利用によるシステム上の影響

輸入者情報の呼び出し機能

JASTPROコード※・税関発給コードを取得している輸入者におかれては、NACCS更改後、JASTPROコード・税関発給コードに加え、法人番号でも輸入者名称・住所・電話番号等の輸入者情報が自動的に食品等輸入届出に反映されます。

※JASTPROコードについては、JASTPROに法人番号との紐付け依頼をした輸入者のみ自動反映されます。

しかし、法人の無符号輸入者におかれてましては、FAINSによる届出時に法人番号を 使用しても輸入者情報は自動的に届出に呼び出されません。

共通管理番号の利用

NACCSでは、共通管理番号を利用することで、検疫所の手続きだけでなく、他省庁(税関・植物防疫所・動物検疫所)の手続きについてもデータ連携し、進捗状況をNACCSシステム上で把握できるようになっています。

法人の無符号輸入者について、これまでは共通管理番号を用いて、FAINS→税関は「無符号」同士であれば共通管理番号で連携が可能でした。

しかし、更改に伴い、税関が「法人番号」を用いた管理を開始するため、法人の無符号 輸入者におかれては共通管理番号での連携ができなくなります。

無符号輸入者の入出力設置届出の変更報告書の提出について



- 食品等輸入届出において、入出力設置届出に記載されている JASTPRO等の輸入者コードに加え、「法人番号」を利用する ことが可能です。
- 「JASTPROコード」「税関発給コード」を「法人番号」と連携しているため、これらを取得している輸入者におかれましては改めて入出力設置変更届出を提出する必要ありません。

【注意】

- JASTPROに法人番号との紐づけ依頼をしていない輸入者に おかれましては、更改までに紐付け依頼をして下さい。
- ・ 無符号で入出力装置設置届出を提出している法人の場合(個人を除く)は、更改後について共通管理番号による他省庁との連携が出来ません。

- ・ 上記【注意】に該当する法人の無符号輸入者におかれてましては、可能な限り、法人番号による入出力装置変更届出を9月下 旬までに検疫所へ提出するようお願いします。
- なお、10月以降に受け付けた変更届につきましては、移行当日 の10月8日(日)早朝に登録するため、共通管理番号が使用で きるのは8日からとなりますので予めご承知置き下さい。

